（証券コード：2195）
平成31年３月４日

株　主　各　位

本店所在地　京都府京都市中京区烏丸通押小路上ル
秋　野　々　町　５　３　５　番　地
アミタホールディングス株式会社
代表取締役会長兼社長　熊 野 英 介

第９期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第９期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成31年３月18日（月曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成31年３月19日（火曜日）午前10時

２．場　　所　京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町605番地
京都ガーデンパレス２階　祇園

３．株主総会の目的事項

報 告 事 項　１．第９期（平成30年１月１日から平成30年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第９期（平成30年１月１日から平成30年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項
議　　案　取締役７名選任の件

以　上

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.amita-hd.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（自　平成30年１月１日
至　平成30年12月31日）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな景気拡大基調が続き、海外経済は総じて着実な成長が続くものの保護主義的な通商政策の動向や新興国・資源国経済の動向などに留意を要する状況も続いており、経済の先行きは不確実性を含んだ状況で推移しております。

このような経済状況のもと、当社グループは循環型システムを創るリーディング・カンパニー・グループとして、「価値創出にこだわり、事業採算性を追求する～収益が上がる体質改善～」をスローガンに、事業の強化及び拡充を進めてまいりました。具体的には、国内事業においては、企業の持続的な発展を支援するパッケージサービス「The Sustainable Stage（サステナブルステージ）」の核となる新サービスとして、ICTとアウトソーシングの組み合わせにより環境管理業務のリスク・コストの削減及び人的リソースの最適配置・マネジメント方法の最適設計・蓄積データの戦略的活用等を統合的に支援する「AMITA Smart Eco（アミタ スマートエコ）」の提供を開始しました。北九州循環資源製造所においては、半導体メーカーから排出される廃液から金属代替原料等を製造する100％リサイクルサービスの提供を進めてまいりました。環境認証サービスでは、サステナブル調達のニーズの高まりに応え、認証審査可能な対象を追加し、取扱件数を拡大すると共に、持続可能な水産物を認証するASC-MSC認証において、世界初となる海藻類の認証審査を実施してまいりました。また、海外事業ではマレーシアの当社連結子会社とベルジャヤグループとの合弁会社であるAMITA KUB-BERJAYA KITAR SDN. BHD.において、新たな設備導入により従来受け入れ困難だった発生品（産業廃棄物）の受け入れを進め、製造量を順調に拡大してまいりました。また、当社の連結子会社である台灣阿米達股份有限公司では、太陽光電池業界から半導体業界への取引先変更などによる収益改善に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高はほぼ前期並みで推移し、4,704,183千円（前期比2.1％減、前期差△99,446千円）、営業利益は地上資源事業における製造原価の削減などにより136,322千円（前期比70.0％増、前期差+56,135千円）と

なりました。経常利益については為替差損の計上はあるものの、営業利益の増加や受取保険金の計上により140,664千円（前期比23.0％増、前期差+26,337千円）、親会社株主に帰属する当期純利益については、固定資産除却損の計上や税金費用の増加があるものの、前期に台湾循環資源製造所の固定資産の減損損失を計上したことや経常利益が増加したことで24,299千円（前期比－、前期差+361,485千円）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

① 地上資源事業

地上資源製造（100％リサイクル）やリサイクルオペレーション、企業のサステナブル戦略の立案・実行に関する各種コンサルティング、廃棄物管理業務支援などを行うこのセグメントでは、北九州循環資源製造所の取扱量が好調に推移したものの、リサイクルオペレーション取引等が減少したことにより、売上高は4,494,548千円（前期比3.8％減、前期差△176,565千円）となりました。営業利益は売上高の減少はあるものの製造原価の削減により127,266千円（前期比13.7％減、前期差△20,161千円）となりました。

② 環境ソリューション事業

調査・研究、FSCやMSCなどの認証関連サービスの提供を行うこのセグメントでは、自治体向けの調査、研究受託業務や環境認証サービスが順調に推移したことに伴い、売上高は209,635千円（前期比58.2％増、前期差+77,118千円）、営業利益は売上高の増加及び販売管理費の削減効果により9,055千円（前期比－、前期差+76,297千円）となりました。

⑵ 資金調達の状況

該当事項はありません。

⑶ 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は243,479千円であり、主に北九州循環資源製造所において開始したシリコンスラリー廃液リサイクルの設備への投資を行っております。

⑷ 対処すべき課題

企業の取り巻く状況に目を向けますと、人口拡大に伴う急速な成長により課題が増加する国際社会と、人口減少により規模の収縮する国内経済という経済環境の変化、及びAIやICT技術の急速な進化、そして、気候変動、エネルギー・資源問題等の環境制約が顕著になってきています。こうした状況の中、企業は環境対応について手探りの不安定な事業運営を行わざるを得ず、事業環境変化の早期発見や柔軟かつスピード感のある対応とこれらを乗り切る事業力が必要不可欠となるため、環境リスクと環境コストの同時低減を実現させる課題解決のニーズが高まっております。

このような経営環境の中で当社グループは収益力の拡大と経営基盤の強化に向けて、以下の諸施策を実施してまいります。

① 地上資源事業における統合支援サービスの提供拡大及びリサイクルサービスの拡充

顧客企業の持続的成長を支援する統合サービス「The Sustainable Stage」の提供拡大や100%リサイクルサービスの拡充を進めてまいります。具体的には顧客企業を中心に、環境管理業務の効率化を支援する「AMITA Smart Eco」の提供拡大やICTによって蓄積されたデータを活用したコンサルティングサービスの提供を進めることで、企業のより高度な環境取り組みをサポートしてまいります。また、全国展開する資源循環プラットフォームを駆使したリサイクル提案の強化や、新規リサイクル用途の開発・製造の拡充により新規顧客の開拓を進めると共に、製造面では製造方法の効率化や低コスト化に向けた取り組みを継続し、競争力を強化してまいります。さらに、地域の持続的な発展を支援する統合支援サービス「BIOシステム」においては、バイオガス施設「南三陸BIO」のような資源循環の仕組みを中核とした地域内資源循環システムの確立と水平展開を推進してまいります。

② 海外展開の推進

マレーシアにおいてはAKBK循環資源製造所での代替燃料となるリサイクル製品の製造開始などによる営業力の強化と収益増強に努め、台湾循環資源製造所においては引き続き収益改善を進めてまいります。

③ 組織力の向上

価値創出人財の育成及び、社員のライフステージに適した働き方を整備することにより、グループの全体的な価値創出力の向上を目指してまいります。

⑸ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、当連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益を計上しておりますが、前連結会計年度において３期連続して当期純損失を計上し、純資産が大きく減少しております。そのため、当連結会計年度においても継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認識しております。

当社としましては、「⑷ 対処すべき課題」に記載している諸施策を実施し収益力の回復と経営基盤の強化に努めてまいります。また、当期及び過去３期いずれも営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローは黒字であり、今後の主要取引銀行等の支援体制も十分確保できていることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

⑹ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分＼期別	第６期 平成27年12月期	第７期 平成28年12月期	第８期 平成29年12月期	第９期 (当連結会計年度) 平成30年12月期
	千円	千円	千円	千円
売上高	4,557,791	4,729,691	4,803,630	4,704,183
経常利益又は経常損失(△)	△10,214	53,960	114,327	140,664
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)	△99,062	△26,249	△337,186	24,299
１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	△84.72	△22.45	△288.38	20.78
総資産	4,141,247	4,230,376	3,802,291	3,665,101
純資産	603,153	568,837	214,306	267,051

⑺ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
アミタ株式会社	473,239千円	100.0%	企業のサステナブル戦略の立案・実行に関する各種コンサルティング、廃棄物管理業務支援、地上資源製造（100%リサイクル）、リサイクルオペレーション、資源販売、環境認証審査
株式会社アミタ持続可能経済研究所	20,000千円	100.0%	環境に関わる調査・研究
台灣阿米達股份有限公司（台湾）	5,000千元	100.0%（100.0%）	地上資源製造（100%リサイクル）
AMITA ENVIRONMENTAL STRATEGIC SUPPORT (MALAYSIA) SDN. BHD.（マレーシア）	2,300千リンギット	100.0%（100.0%）	地上資源製造（100%リサイクル）

（注）議決権比率の（ ）内は、間接所有に対する割合（%）を内数で示しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社の名称	アミタ株式会社
特定完全子会社の住所	東京都千代田区九段北三丁目２番４号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	941,848千円
当社の総資産額	2,110,357千円

⑻ 主要な事業内容（平成30年12月31日現在）

事業区分	主な事業内容
地上資源事業	企業のサステナブル戦略の立案・実行に関する各種コンサルティング、廃棄物管理業務支援、地上資源製造（100%リサイクル）、リサイクルオペレーション、資源販売
環境ソリューション事業	環境認証審査、環境に関わる調査・研究

⑼ 主要な事業所（平成30年12月31日現在）

① 当社

本店　　京都府京都市中京区烏丸通押小路上ル秋野々町535番地

② 重要な子会社

⑴ アミタ株式会社

本店　　東京都千代田区九段北三丁目２番４号

循環資源製造所　全国５箇所（宮城県、茨城県、神奈川県、兵庫県、福岡県）

⑵ 株式会社アミタ持続可能経済研究所

本店　　京都府京都市中京区烏丸通押小路上ル秋野々町535番地

⑶ 台灣阿米達股份有限公司

本店　　彰化縣線西鄉溝內村11鄰彰濱西一路10號

⑽ 従業員の状況（平成30年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
161名	△3名

（注）従業員数には、派遣社員26名、臨時社員41名は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
36名	+3名	38.63歳	7.91年

（注）１．平均勤続年数について、当社グループからの転籍者については、勤続年数を通算して算出しております。

２．従業員数には、派遣社員４名、臨時社員８名は含まれておりません。

⑾ **主要な借入先の状況（平成30年12月31日現在）**

借入先	借入金残高
	千円
株式会社みずほ銀行	380,197
株式会社商工組合中央金庫	367,500
株式会社三井住友銀行	280,040
株式会社福岡銀行	270,000

⑿ **その他企業集団の現況に関する重要な状況**

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（平成30年12月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数** 2,400,000株

⑵ **発行済株式の総数** 1,169,217株（自己株式207株を除く。）

⑶ **株主数** 250名

⑷ **大株主**

株主名	持株数	持株比率
	株	%
熊野英介	372,940	31.90
株式会社山崎砂利商店	329,100	28.15
上村京太	59,200	5.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	50,500	4.32
アミタ社員持株会	41,060	3.51
株式会社三井住友銀行	20,000	1.71
株式会社みずほ銀行	20,000	1.71
玉田博之	18,000	1.54
楽天証券株式会社	17,200	1.47
尾崎圭子	15,600	1.33

（注）持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

⑴ 当社役員が保有している新株予約権の状況

該当事項はありません。

⑵ 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

⑴ 取締役及び監査役の氏名等（平成30年12月31日現在）

氏　名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
熊野英介	代表取締役会長兼社長	アミタ株式会社取締役会長
佐藤博之	専務取締役	アミタ株式会社代表取締役
長谷川孝文	取締役	
清水太朗	取締役	
唐鎌真一	取締役	
石田秀輝	取締役	合同会社地球村研究室代表社員
真野毅	取締役	
杉本憲一	常勤監査役	
中川雅文	監査役	公認会計士、税理士、中川公認会計士事務所所長、サイボウズ株式会社監査役
名越秀夫	監査役	弁護士、インテックス法律特許事務所代表、株式会社キャピタル・アセット・プランニング取締役、ソフトブレーン株式会社監査役

（注）1．取締役石田秀輝、取締役真野毅の両氏は社外取締役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。

2．監査役中川雅文、監査役名越秀夫の両氏は社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。

3．監査役中川雅文氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000千円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

⑶ 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	7名 （2名）	67,082千円 （3,360千円）
監査役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	17,596千円 （4,800千円）
合計	10名	84,679千円

（注）取締役及び監査役の報酬額は、平成23年３月28日開催の第１期定時株主総会決議において、それぞれ年額300,000千円以内（うち社外取締役分30,000千円以内）及び年額30,000千円以内と定められております。

⑷ その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

⑸ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び兼職先と当社との関係

取締役石田秀輝氏は、合同会社地球村研究室の代表社員を兼務しております。なお、当社と合同会社地球村研究室との間に特別の利害関係はありません。

監査役中川雅文氏は、中川公認会計士事務所の所長及びサイボウズ株式会社の監査役を兼務しております。なお、当社と中川公認会計士事務所及びサイボウズ株式会社との間に特別の利害関係はありません。

監査役名越秀夫氏は、インテックス法律特許事務所の代表、株式会社キャピタル・アセット・プランニングの取締役及びソフトブレーン株式会社の監査役を兼務しております。なお、当社とインテックス法律特許事務所、株式会社キャピタル・アセット・プランニング及びソフトブレーン株式会社との間に特別の利害関係はありません。

② 主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
石田秀輝	社外取締役	当事業年度開催の取締役会全19回のうち18回に出席し、環境分野での豊富な経験と知見に基づき、議案審議等につき必要な発言を行っております。
真野毅	社外取締役	平成30年3月27日就任以降、当事業年度開催の取締役会全15回のうち14回に出席し、他社での豊富な企業経営経験と幅広い見識に基づき、議案審議等につき必要な発言を行っております。
中川雅文	社外監査役	当事業年度開催の取締役会全19回のうち17回に出席、及び監査役会全17回のうち16回に出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地から、意思決定の過程を監視し、議案審議等につき必要な発言を行っております。
名越秀夫	社外監査役	当事業年度開催の取締役会全19回に出席、及び監査役会全17回に出席し、弁護士としての専門的な見地から、意思決定の過程を監視し、議案審議等につき必要な発言を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第28条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が13回ありました。

5．会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

⑵ 報酬等の額

	支払額
① 事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25,000千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

（注）1．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確にしておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

⑶ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6．会社の体制及び方針

⑴ 業務の適正を確保するための体制

当社における取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について定めている内部統制システムの基本方針は、以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は、コンプライアンス体制の基礎として、当社並びに当社グループ会社の役員及び従業員を含めた「アミタ行動規範」並びに「コンプライアンスガイドライン」及び「コンプライアンス規程」を定め、法令、定款及び社内規程の遵守・徹底を図るとともに高い道徳観・倫理観を持ち良識に従った活動を行う。

・「コンプライアンス規程」に基づき、法令違反その他のコンプライアンスに関する疑義のある行為について、従業員が直接情報提供を行う手段として、社外の弁護士またはコンプライアンス担当役員または法務担当部署を情報受領者とする内部通報窓口を設けるとともに、通報者には「コンプライアンス規程」に沿った通報者保護の対応をとるものとする。

② 職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「取締役会規程」及び「文書管理規程」に基づき記録し、保存・管理する。記録は「文書管理規程」に定められた期間、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社及び子会社のコンプライアンス、災害、事業、情報セキュリティ等に係る個々のリスクについては、当社においてそれぞれの主管部署を定め、適切に規程・ガイドラインの制定、教育等を行い、リスク管理体制を構築する。法務担当部署は、これらを横断的に推進管理する。

・不測の事態が発生した場合には、「危機管理規程」に基づき、代表取締役社長またはその指名する者を本部長とする経営危機対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

④　当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社及び子会社の取締役会については「取締役会規程」を定め、月１回これを開催することを原則とし、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行う。

・当社及び子会社の取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「職務権限規程」、「関係会社管理規程」において、それぞれの責任者及びその責任範囲と執行手続の詳細について定める。

・当社の取締役会で定めた年度予算を、当社グループ全体の目標とする。当社及び子会社は、当社及び子会社の取締役会において定期的に進捗状況を報告し、改善策を検討し、具体的対策を実行する。

⑤　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・グループ会社すべてに適用する行動指針としての「アミタ行動規範」並びに「コンプライアンスガイドライン」を各子会社においても運用し、コンプライアンス体制を整備する。法務担当部署は、これを横断的に推進する。

・各グループ会社は「関係会社管理規程」及び「組織規程」に従う。これらに基づき、当社管理担当部署は各グループ会社の管理を行う。

・当社の内部監査担当部署は当社及び各グループ会社の内部統制状況を評価し、監査の結果は当社の取締役会に報告する体制とし、各グループ会社の業務の運営については、「関係会社管理規程」において重要な事項を定め、当該規程に基づき当社取締役会において事前に承認を採るものとし、定期的に進捗状況の報告を行う。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人（スタッフ）を設置する。

・監査役は使用人（スタッフ）の権限、責務及び待遇について必要と認めた事項を取締役に求め、当該使用人（スタッフ）の取締役からの独立性を保つものとする。

・当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の実行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとする。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、子会社の役員及び使用人及び使用人等から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制、及び監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちにこれを監査役に報告しなければならない。当社の監査役は、いつでも必要に応じて当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
・子会社の役員及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。また子会社の役員及び従業員は、法令等の違反行為等、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、ただちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行い、当該部門は当社監査役へ報告を行う。
・内部監査担当部署は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合などは、直ちにこれを監査役に報告しなければならない。
・監査役は、取締役会に出席して必要に応じて意見を述べることができる。
・代表取締役社長は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役会監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
・当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、ＣＳＲの取り組み（個人情報保護・機密情報管理、コンプライアンス、コーポレートガバナンス、環境方針）をすべての役職員に周知徹底を図っております。

財務報告の有効性に関する評価並びに各事業部門における業務処理統制の状況については、内部監査担当部署が計画的に実施する内部監査において業務処理統制の検証を行っております。

コンプライアンスの状況については、常勤監査役と内部監査担当部署が連携して、計画的あるいは随時に実施する内部監査において検証しており、各々の検証結果については内部監査報告書として、当社の代表取締役社長及び取締役会に対し報告を行っております。法務担当部署が中心となり、定期的なコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識向上を図っております。

また、常勤監査役は、経営に重大な影響を及ぼすリスクについて業務執行を行う取締役が適切に対応しているか確認検証しており、その検証結果は監査役会において情報共有し、必要に応じて代表取締役社長に意見交換会を通じて報告を行っております。

⑶ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じて適正な利益還元を継続的に実施していくことを基本方針としております。具体的には当期純利益の30％相当額を期末に配当することを目標といたしております。また、一方では業績に応じた弾力的な配当を行うことも株主の皆様への長期利益還元として重要な経営課題の一つと考えております。

（注）本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成30年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部	
科目	金額
【流動資産】	**【1,602,859】**
現金及び預金	667,387
受取手形及び売掛金	635,822
商品及び製品	29,576
仕掛品	17,213
原材料及び貯蔵品	15,921
繰延税金資産	19,085
その他	218,438
貸倒引当金	△583
【固定資産】	**【2,062,242】**
(有形固定資産)	**(1,770,585)**
建物及び構築物	490,475
機械装置及び運搬具	377,320
土地	830,187
建設仮勘定	17,408
その他	55,194
(無形固定資産)	**(56,586)**
(投資その他の資産)	**(235,070)**
投資有価証券	49,419
繰延税金資産	8,686
その他	176,965
資産合計	**3,665,101**

負債の部	
科目	金額
【流動負債】	**【1,698,049】**
支払手形及び買掛金	353,490
短期借入金	100,000
1年内返済予定の長期借入金	547,857
リース債務	39,610
未払金	121,188
未払法人税等	91,046
賞与引当金	46,842
前受金	121,334
預り金	186,101
その他	90,577
【固定負債】	**【1,700,001】**
長期借入金	1,139,038
リース債務	74,185
退職給付に係る負債	288,715
資産除去債務	104,884
その他	93,178
負債合計	**3,398,050**
純資産の部	
【株主資本】	**【264,257】**
資本金	**474,920**
資本剰余金	**244,683**
利益剰余金	**△455,100**
自己株式	**△245**
【その他の包括利益累計額】	**【2,793】**
為替換算調整勘定	**2,793**
純資産合計	**267,051**
負債純資産合計	**3,665,101**

連結損益計算書

（自　平成30年１月１日
至　平成30年12月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**4,704,183**
売上原価		**3,133,049**
売上総利益		**1,571,134**
販売費及び一般管理費		**1,434,812**
営業利益		**136,322**
営業外収益		
受取利息	141	
持分法による投資利益	5,685	
受取保険金	37,429	
補助金収入	7,500	
その他	5,189	55,946
営業外費用		
支払利息	17,794	
為替差損	32,782	
その他	1,027	51,604
経常利益		**140,664**
特別利益		
固定資産売却益	7,187	7,187
特別損失		
固定資産除却損	23,224	23,224
税金等調整前当期純利益		**124,627**
法人税、住民税及び事業税	103,271	
法人税等調整額	△2,943	100,328
当期純利益		**24,299**
親会社株主に帰属する当期純利益		**24,299**

連結株主資本等変動計算書

（自　平成30年１月１日
至　平成30年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	474,920	244,683	△479,399	△183	240,020
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	24,299	－	24,299
自己株式の取得	－	－	－	△62	△62
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	24,299	△62	24,237
当期末残高	474,920	244,683	△455,100	△245	264,257

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△25,713	△25,713	214,306
当期変動額			
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	24,299
自己株式の取得	－	－	△62
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	28,507	28,507	28,507
当期変動額合計	28,507	28,507	52,744
当期末残高	2,793	2,793	267,051

[連結注記表]

【1】連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1．連結の範囲に関する事項

⑴ 連結子会社の状況

・連結子会社の数　　4社

・連結子会社の名称　　アミタ㈱、㈱アミタ持続可能経済研究所、台灣阿米達股份有限公司、AMITA ENVIRONMENTAL STRATEGIC SUPPORT (MALAYSIA) SDN. BHD.

⑵ 非連結子会社の状況

・非連結子会社の名称　　㈱かみBIO

・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2．持分法の適用に関する事項

⑴ 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の状況

・持分法適用の関連会社の数　1社

・持分法適用関連会社の名称　AMITA KUB-BERJAYA KITAR SDN. BHD.

⑵ 持分法を適用しない非連結子会社または関連会社の状況

該当する会社はありません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4．会計方針に関する事項

⑴ 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

主として移動平均法による原価法

（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

⑵　重要な減価償却資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は建物及び構築物５年～50年であります。

②　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶　重要な引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額に基づく当連結会計年度負担額を計上しております。

⑷　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①　重要なヘッジ会計の方法

a.　ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、特例処理を適用しております。

b.　ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金利息

c.　ヘッジ方針

金利リスクのあるものについては、金利スワップにより金利リスクをヘッジしております。

d. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を基礎とした額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

④ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

【2】連結貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額　1,932,404千円

2．担保に供している資産

建物及び構築物	417,936千円	(71,882千円)
機械装置及び運搬具	53,924千円	(53,924千円)
土地	830,187千円	
投資その他の資産「その他」	9,301千円	
上記に対応する債務		
短期借入金	100,000千円	(－千円)
未払金	24,354千円	(－千円)
長期借入金	706,937千円	(113,360千円)
（1年内返済予定の長期借入金含む）		
固定負債「その他」	92,988千円	(－千円)

なお、上記（ ）内は、工場財団として担保に供している資産及びそれに対応する債務であり内数であります。

3．保証債務

下記関連会社の金融機関及び親会社からの借入に対する債務保証額 AMITA KUB-BERJAYA KITAR SDN. BHD.	134,639千円 （5,050千リンギット）

4．当座貸越契約

当連結会計年度末における当座貸越契約による借入未実行残高は、次の通りであります。

当座貸越限度額	400,000千円
借入実行残高	100,000千円
差引額	300,000千円

5．連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	3,457千円

6．圧縮記帳

有形固定資産の取得価額から直接減額している圧縮記帳累計額は、148,886千円であります。

【3】連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	1,169,424株

2．配当に関する事項

該当事項はありません。

3．当連結会計年度末日における会社が発行している新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

【4】金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当社グループは資金運用については、安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については当面は主として銀行借入による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスク等を回避するために利用するもので、投機的な取引は行わない方針であります。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、営業関連規程に基づき、取引先の信用状況の定期的なモニタリングや、回収状況や回収期日及び残高管理を行い、顧客の信用リスクに対応しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、未払法人税等、預り金は、そのほとんどが１年内の支払期日であります。短期借入金は主に運転資金の調達を目的としたものであり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。金利は主に固定でありますが、変動金利の借入金については金利変動のリスクを伴っております。営業債務や借入金等は、流動性リスクに晒されていますが、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、複数の金融機関と当座貸越契約により、流動性リスクを管理しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従っており、またデリバティブの利用においては、信用度の高い大手金融機関とのみ行うよう定めており、信用リスクを軽減しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成30年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注２）参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
⑴　現金及び預金	667,387	667,387	－
⑵　受取手形及び売掛金	635,822		
貸倒引当金（※１）	△583		
	635,238	635,238	－
資産計	1,302,625	1,302,625	－
⑴　支払手形及び買掛金	353,490	353,490	－
⑵　短期借入金	100,000	100,000	－
⑶　未払金	121,188	121,188	－
⑷　未払法人税等	91,046	91,046	－
⑸　預り金	186,101	186,101	－
⑹　長期借入金（※２）	1,686,895	1,684,120	△2,774
負債計	2,538,722	2,535,948	△2,774

（※１）受取手形及び売掛金から計上している貸倒引当金を控除しております。

（※２）１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資産

⑴ 現金及び預金 ⑵ 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

⑴ 支払手形及び買掛金 ⑵ 短期借入金 ⑶ 未払金 ⑷ 未払法人税等 ⑸ 預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑹ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、金利スワップの特例処理の対象とされている長期借入金は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。ただし、変動金利による長期借入金は一定期間ごとに金利の更改が行われているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券	49,419

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

【５】１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	228円40銭
１株当たり当期純利益	20円78銭

【６】重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

（注）連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書並びに連結注記表の記載数字は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	**【295,421】**	**【流動負債】**	**【681,005】**
		短期借入金	100,000
現金及び預金	217,131	1年内返済予定の長期借入金	523,257
		未払金	27,980
未収入金	65,460	未払費用	13,464
		未払法人税等	2,082
		賞与引当金	10,955
前払費用	7,923	その他	3,263
		【固定負債】	**【1,067,233】**
その他	4,906	長期借入金	1,016,938
		退職給付引当金	50,295
【固定資産】	**【1,814,936】**	**負債合計**	**1,748,238**
		純資産の部	
(投資その他の資産)	**(1,814,936)**	**【株主資本】**	**【362,118】**
		(資本金)	**(474,920)**
		(資本剰余金)	**(244,683)**
関係会社株式	942,848	資本準備金	128,499
		その他資本剰余金	116,184
関係会社長期貸付金	1,481,495	**(利益剰余金)**	**(△357,239)**
		その他利益剰余金	△357,239
その他	22,087	繰越利益剰余金	△357,239
		(自己株式)	**(△245)**
貸倒引当金	△631,495	**純資産合計**	**362,118**
資産合計	**2,110,357**	**負債純資産合計**	**2,110,357**

損 益 計 算 書

（自　平成30年１月１日
至　平成30年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		
関係会社受入手数料	554,160	**554,160**
営業費用		
販売費及び一般管理費	579,387	**579,387**
営業損失		**25,227**
営業外収益		
受取利息	17,197	
その他	126	17,323
営業外費用		
支払利息	16,660	
支払保証料	11,621	
貸倒引当金繰入額	13,495	
その他	12	41,790
経常損失		**49,694**
税引前当期純損失		**49,694**
法人税、住民税及び事業税	739	
法人税等調整額	7,811	8,550
当期純損失		**58,245**

株主資本等変動計算書

（自　平成30年１月１日
至　平成30年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
					繰越利益剰余金	
当期首残高	474,920	128,499	116,184	244,683	△298,994	△298,994
当期変動額						
当期純損失（△）	－	－	－	－	△58,245	△58,245
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－	△58,245	△58,245
当期末残高	474,920	128,499	116,184	244,683	△357,239	△357,239

（単位：千円）

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△183	420,425	420,425
当期変動額			
当期純損失（△）	－	△58,245	△58,245
自己株式の取得	△62	△62	△62
当期変動額合計	△62	△58,307	△58,307
当期末残高	△245	362,118	362,118

[個別注記表]

【1】重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

…移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のないもの…移動平均法による原価法によっております。

2．引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑵ 賞与引当金……従業員賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額に基づく当事業年度負担額を計上しております。

⑶ 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を基礎とした額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

3．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

⑴ 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、特例処理を適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金利息

③ ヘッジ方針

金利リスクのあるものについては、金利スワップにより金利リスクをヘッジしております。

④　ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑵　消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

【2】貸借対照表に関する注記

1．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	65,575千円
長期金銭債権	1,481,495千円
短期金銭債務	7,688千円

2．当座貸越契約

当事業年度末における当座貸越契約による借入未実行残高は、次の通りであります。

当座貸越限度額	200,000千円
借入実行残高	100,000千円
差引額	100,000千円

3．保証債務

下記関連会社の金融機関借入に対する債務保証額	102,043千円 (3,827千リンギット)
AMITA KUB-BERJAYA KITAR SDN. BHD.	

【3】損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	554,160千円
販売費及び一般管理費	37,350千円
営業取引以外の取引による取引高	29,011千円

【4】株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の自己株式の種類及び株式数

普通株式	207株

【5】税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式評価損	45,990千円
貸倒引当金	193,364千円
退職給付引当金	15,400千円
投資有価証券評価損	6,124千円
その他	15,276千円
繰延税金資産小計	276,155千円
評価性引当額	△276,155千円
繰延税金資産合計	－千円

【6】関連当事者との取引に関する注記

（単位：千円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	アミタ㈱	所有 直接100%	金銭消費貸借 業務支援 債務被保証	受取利息（注３）	17,187	長期貸付金	850,000
				管理業務の受託（注１）	531,000	未収入金	47,790
				銀行借入に対する債務被保証（注２）	441,940		
				支払保証料（注２）	4,590		
				銀行借入に対する土地建物の担保受入（注５）	660,237		
				支払保証料（注５）	7,031		
子会社	㈱アミタ持続可能経済研究所	所有 直接100%	資金の援助 業務支援	管理業務の受託（注１）	10,620	長期貸付金（注４）	631,495
						未収入金	955
子会社	台灣阿米達股份有限公司	所有 間接100%	業務支援	管理業務の受託（注１）	12,540	未収入金	12,540
関連会社	AMITA KUB-BERJAYA KITAR SDN. BHD.	所有 間接40%	債務保証	金融機関借入に対する債務保証（注６）	102,043 (3,827千リンギット)	－	－

（注１）価格その他の取引条件は、当社発生費用を基礎に両社協議のうえ決定し、連結子会社より収受しております。

（注２）当社は、銀行借入に対して同社より債務保証を受けており、保証形態を勘案して保証料を設定しております。

（注３）資金の貸付については、当社の調達金利を基礎に市場金利を勘案して決定しており、担保は受け入れておりません。

（注４）子会社への貸倒懸念債権に対し、631,495千円の貸倒引当金を計上しており、当事業年度において、13,495千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

（注５）土地及び建物の担保受入については、当社の銀行借入に対するものであり、保証形態を勘案して保証料を設定しております。

（注６）当社は、同社の金融機関からの借入に対し、出資割合に応じた債務に対して債務保証をしており、保証料は設定しておりません。
（注７）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

【7】１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	309円71銭
１株当たり当期純損失	49円82銭

【8】重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

【9】その他の注記

退職給付会計に関する注記

⑴ 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度を採用し、退職給付債務の算定は簡便法を採用しております。

⑵ 退職給付債務に関する事項

（簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整内容）

退職給付引当金の期首残高	47,333千円
退職給付費用	6,714千円
退職給付の支払額	△5,018千円
グループ会社間の異動による増減額	1,265千円
退職給付引当金の期末残高	50,295千円

⑶ 退職給付費用に関する事項

（内訳）

簡便法で計算した退職給付費用	6,714千円

（注）退職給付費用には、グループ会社への出向者に対する当社負担金を含めております。

（注）貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに個別注記表の記載数字は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成31年２月19日

アミタホールディングス株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　尾　仲　伸　之　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　古　谷　大二郎　印

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、アミタホールディングス株式会社の平成30年１月１日から平成30年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アミタホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

平成31年２月19日

アミタホールディングス株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　尾　仲　伸　之　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　古　谷　大二郎　印

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アミタホールディングス株式会社の平成30年１月１日から平成30年12月31日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成30年１月１日から平成30年12月31日までの第９期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、当期監査方針を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針に基づき、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年２月20日

アミタホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役　　杉　本　憲　一　印

社外監査役　　中　川　雅　文　印

社外監査役　　名　越　秀　夫　印

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議　　案　取締役７名選任の件

取締役７名全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	**再任** くまの　えいすけ 熊野　英介 （昭和31年３月17日）	昭和54年４月　アミタ（株）入社 昭和62年５月　同社取締役 平成３年４月　同社専務取締役 平成５年11月　同社代表取締役社長 平成21年１月　公益財団法人信頼資本財団代表理事（現任） 平成21年11月　特定非営利活動法人アースウォッチ・ジャパン理事 平成22年１月　当社代表取締役会長兼社長（現任） 平成22年12月　（株）アミタ持続可能経済研究所取締役 平成23年２月　一般社団法人ソーシャルビジネスネットワーク理事（現任） 平成24年１月　（株）アミタ持続可能経済研究所代表取締役 平成28年１月　アミタ（株）取締役会長（現任）	372,940株
	取締役候補者とした理由 熊野英介氏は当社及びグループ会社の取締役として長年に亘りグループ全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。また平成22年１月より当社の代表取締役を務めており、企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	**再任** 長谷川 孝文（はせがわ たかふみ） （昭和37年1月21日）	平成２年２月　アミタ（株）入社 平成12年４月　アミタ（株）取締役 平成16年６月　同社取締役西日本営業所長 平成23年３月　同社取締役生産本部長 平成23年８月　同社取締役循環資源開発本部長 平成24年１月　同社取締役営業グループグループリーダー 平成25年１月　同社取締役東北事業グループグループリーダー 平成25年３月　当社取締役（現任） 平成25年３月　（株）アミタ持続可能経済研究所取締役 平成26年１月　アミタ（株）取締役プロジェクト推進グループグループリーダー 平成27年１月　同社常務取締役	10,600株
	取締役候補者とした理由 長谷川孝文氏は当社及びグループ内において事業開発領域の業務を担当するなど豊富な経験と幅広い見識を有し、平成25年３月より当社の取締役を務めております。グループ会社の取締役の経験から子会社管理を通じてグループ価値の向上に貢献すべく引き続き取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	**再任** 清水（しみず）　太朗（たろう） （昭和42年1月31日）	平成15年５月　アミタ（株）入社 平成18年６月　同社取締役経営管理部長 平成20年１月　同社取締役経営管理本部長 平成22年１月　同社取締役（現任） 平成22年１月　当社取締役経営管理本部長 平成22年３月　（株）アミタ持続可能経済研究所取締役（現任） 平成24年１月　当社取締役経営管理グループグループリーダー 平成28年１月　当社取締役（現任）	8,200株
	取締役候補者とした理由 清水太朗氏は当社及びグループ内において経営管理部門及び経理財務部門の責任者を務めるなど経営及び経理財務の豊富な経験・実績・見識を有しており、平成22年１月より当社の取締役を務めております。引き続き、当社のグループ経営の推進及びグループ各社の業務効率化の推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。		
4	**再任** 佐藤（さとう）　博之（ひろゆき） （昭和40年12月23日）	平成20年４月　アミタ（株）入社 平成26年12月　（株）アミタ持続可能経済研究所代表取締役 平成28年１月　同社取締役 アミタ（株）代表取締役（現任） 平成28年３月　当社取締役 平成29年３月　当社専務取締役（現任） 平成30年１月　（株）アミタ持続可能経済研究所代表取締役（現任）	－株
	取締役候補者とした理由 佐藤博之氏はグループ会社において地域デザイン部門の責任者、子会社の事業会社であるアミタ株式会社の代表取締役を務めるなど、営業及び製造に関し、豊富な経験と実績を有しており、平成28年３月より当社の取締役を務めております。グループ会社の代表取締役の経験から事業全般における経営の推進について力を発揮すべく引き続き取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	**再任** 唐鎌真一（から かま しん いち） （昭和39年４月９日）	平成18年12月　アミタ（株）入社 平成21年２月　（株）アミタ持続可能経済研究所代表取締役 平成29年３月　当社取締役（現任） 平成30年１月　（株）アミタ持続可能経済研究所取締役（現任） 平成30年２月　一般社団法人日本サステイナブルコミュニティ協会理事（現任）	200株
	取締役候補者とした理由 唐鎌真一氏はグループ会社において営業部門の責任者を担当し、その後は戦略担当を務めるなど豊富な経験と幅広い見識を有しており、平成29年３月より当社の取締役を務めております。引き続き当社グループにおける戦略立案に適任であると判断し、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	再任 社外 独立 いしだ　ひでき 石田　秀輝 （昭和28年1月1日）	昭和53年４月　伊奈製陶（株）（現（株）LIXIL）入社 平成16年９月　東北大学大学院環境科学研究科教授（環境創成機能素材学） 平成22年４月　同環境政策技術マネジメントコース教授 平成22年７月　同国際エネルギー資源戦略を立案する環境リーダー育成拠点教授 平成22年７月　特定非営利活動法人ものづくり生命文明機構理事 平成22年12月　特定非営利活動法人アースウォッチ・ジャパン理事（現任） 平成25年９月　合同会社地球村研究室代表社員（現任） 平成26年３月　当社社外取締役（現任） 平成26年４月　東北大学名誉教授（現任） 平成31年１月　アミタ（株）取締役（現任）	－株
	社外取締役候補者とした理由 石田秀輝氏は、環境事業全般の技術に係る豊富な経験と知見を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者としております。なお、同氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって５年であります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	**再任** **社外** 独立 真野 毅（まの つよし） （昭和31年1月21日）	昭和53年３月　京都セラミック（株）（現京セラ（株））入社 平成13年２月　米国Kyosera Wireless Corp.副社長 平成15年７月　同社社長 平成20年４月　Qualcomm Inc.副社長 平成20年６月　クアルコムジャパン（株）代表取締役社長 平成21年９月　兵庫県豊岡市副市長 平成28年６月　一般社団法人豊岡観光イノベーション副理事長 平成30年３月　当社社外取締役（現任） 平成30年４月　長野県立大学グローバルマネジメント学部教授（現任）	－株

社外取締役候補者とした理由

真野毅氏は、海外企業、日本企業での経営者としてご活躍され、また豊岡市の副市長として行政手腕を振るわれるなど豊富な経験と幅広い見識を有しており、特に当社の事業と関連の高い分野における専門的な知識と経験を有していることから、これらの経験を当社の社外取締役として活かしていただくため社外取締役候補者としております。なお、同氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって１年であります。

（注）１．当社と取締役候補者との特別の利害関係について

⑴　取締役候補者熊野英介氏は、公益財団法人信頼資本財団の代表理事であり、同法人は当社と同一の事業の部類に属する事業を行っております。

⑵　取締役候補者石田秀輝氏は、合同会社地球村研究室の代表社員であり、同社は当社と同一の事業の部類に属する事業を行っております。

⑶　上記⑴⑵のほか、各候補者と当社との間に特別の利害関係はございません。

２．社外取締役との責任限定契約について

当社定款においては、会社法第427条第１項の規定により、当社と社外取締役との間に会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を設けております。当社は当該定款規定に基づき、石田秀輝氏及び真野毅氏との間で責任限定契約を締結しており、両氏が原案どおり再任された場合、金1,000千円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を継続する予定であります。

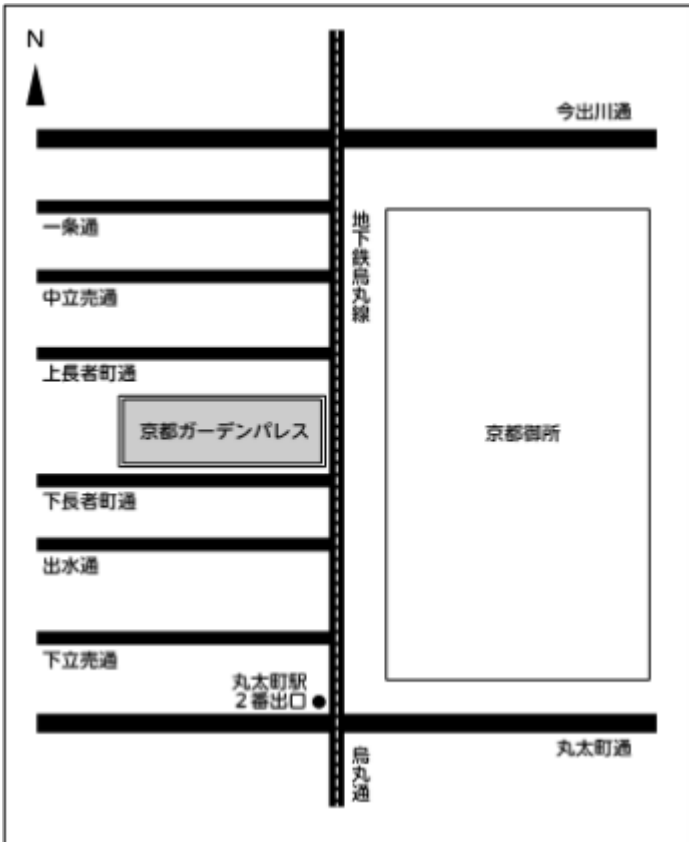
以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

〔会　場〕京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町605番地
京都ガーデンパレス２階　祇園



〔交　通〕

●京都市営地下鉄烏丸線
丸太町駅　２番出口より　徒歩約８分

ミックス
FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。